

公 告

静岡市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき公告し、同法第 11 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を次により公告する。

また、当該変更後の静岡市農業振興地域整備計画書を同法第 13 条第 4 項で準用する第 12 条第 2 項の規定に基づき次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 6 日

静岡市長 難波 喬司



1 意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

意見書の提出なし

2 縦覧場所

静岡市葵区迫手町 5 番 1 号
静岡市役所静岡庁舎 16 階
静岡市経済局農林水産部農地利用課